

# 河川整備計画策定段階における 環境影響分析について

## 河川整備計画策定段階における環境影響分析

### (背景)

平成9年の河川法の改正において、河川環境の整備と保全が法の目的に位置付けられ、治水・利水・環境の調和のとれた総合的な河川整備の推進が図られることとなった。

河川整備計画の策定にあたっては、

- ・ 社会、経済面（家屋移転に伴う地域社会への影響や事業費など）
- ・ 技術面（事業後の河道維持の難易性や洪水制御の確実性など）
- ・ 環境面（生物の生息・生育環境や親水性への影響など）

からの分析結果を意思決定に確実に反映させる必要がある。

しかし、従来の河川計画では、環境面の分析は、社会・経済面、技術面の分析結果に埋もれがちであった。



### (位置付け)

河川整備計画策定段階において、環境面の分析結果を意志決定の中に適切に組み込み、円滑な合意形成が図られるように、独立した分析を行う。

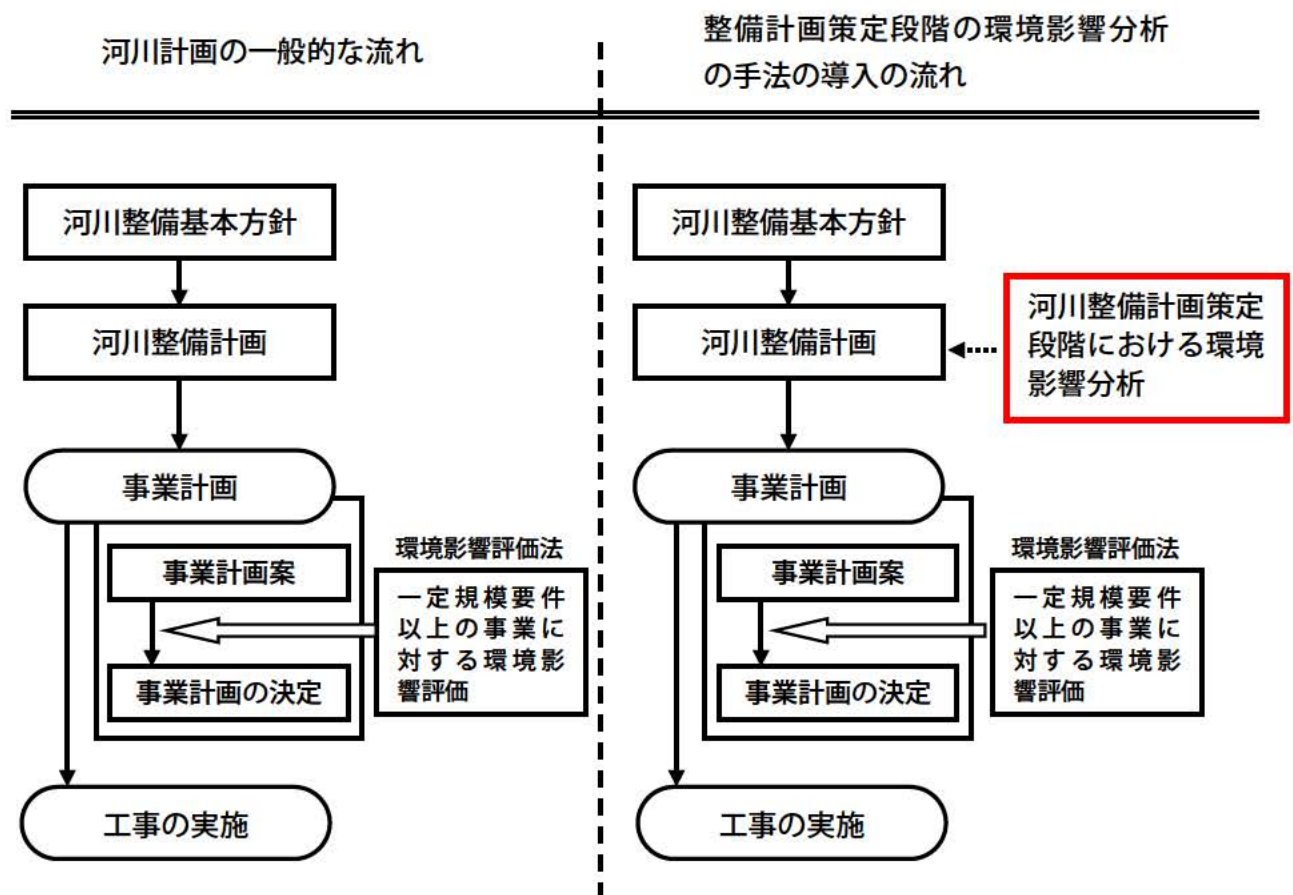


### (目指すもの)

環境に配慮した河川整備の一層の推進を図る。

## 櫛田川において試行

環境基本計画に記載されている、いわゆる「戦略的環境アセスメント」に  
実質上相当



**河川整備計画策定段階における環境影響分析の実施**

河川規模や地域特性及び事業特性に応じた分析方法の実効性や有効性を検証するとともに課題をとりまとめ、汎用性のある分析手法を確立し、より一層充実した河川整備を図る。

(「整備計画段階の環境影響分析」の流れ)

